

特別養護老人ホーム三幸の園 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人三幸会が開設する特別養護老人ホーム三幸の園（以下「事業所」という。）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護老人福祉施設介護（以下「施設介護」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所の従業者は、長期にわたり療養介護を必要とする利用者に対し、意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、施設介護サービス計画（以下「施設介護計画」という。）に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、及び療養上その他必要な介護を行う。

1. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 三幸の園
- (2) 所在地 静岡県浜松市西区大平台一丁目34番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（尚、員数は併設、短期入所施設三幸の園との合算の数とする。）

1. 管理者 1人
常勤にて専ら施設の職務に従事し、職員の管理、業務の把握を一元的に行う責務と職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
2. 嘱託医師 1人以上
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 生活相談員 2人以上
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内

のサービス調整、公的機関、医療機関との連携において必要な役割を果たす。

4. 介護職員 43人以上
利用者の心身の状況に応じ、日常生活全般にわたる介護業務を行う。
5. 看護職員 3人以上
利用者の健康管理、療養上の世話、保健衛生等看護業務を行う。
6. 栄養士 1人以上
利用者の栄養状況、身体状況の把握、嗜好を考慮した献立の作成、栄養指導、栄養ケアマネージメント等を行う。
7. 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能の維持、改善、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
8. 介護支援専門員 2人以上
利用者の課題分析を行うとともに、心身の状況に基づき適切な施設介護サービス計画の作成を行い、継続的な管理を行う。
9. 事務職員 1人以上
必要な事務を行う。

(利用者の定員)

第5条 施設の利用定員は、110人とする。

(施設介護のサービス内容)

第6条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な施設介護を行う。

1. 日常生活上の支援
心身機能の能力に応じ、排泄、入浴、食事、移動等の介護を行う。
2. 機能訓練
心身機能を維持し、その活性化を図るための各種機能訓練を提供する。
3. 健康管理
医師、看護職員が利用者の健康状態を把握し、健康管理を行う。
4. 施設介護の提供は、施設介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
5. 職員は、施設介護の提供に当たっては懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対して、療養上必要事項について理解しやすいように説明を行う。
6. 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。尚、緊急やむをえずに身体拘束等を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により家族(身元引受人等)に説明を行い、同意を得る。

(利用料等の費用の額)

第7条 施設介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該施設介護が法定代理受領サービスである時は、利用者よりその1割（一定以上の所得がある利用者は2割または3割）の支払いを受けるものとする。

1. 次に掲げる項目については、別途利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費 1日 1,410円
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(2) 居住費 個室 1日 1,171円
多床室 1日 855円
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(3) 貴重品管理料 月 1,000円

(4) 口座振替手数料 月 110円

(5) 理美容代 1回 1,760円から

(6) 前各号に掲げるもの以外、施設介護において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担して頂くことが適当と認められるもの。

2. 前項の費用支払いを含む施設介護を提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して施設介護の内容及び費用について説明した上で支払に同意する旨の文書に署名、押印を受けるものとする。

3. 告示上の基準額が改正された場合は、書面により説明した上で署名、押印を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

利用者が外出、外泊する場合は、あらかじめ届出書を提出し管理者又は責任者の承認を得る。

1. 利用者は次の事項を遵守する。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、いじめ、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 施設内で喫煙等火気を用いること。

(5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えて必要な設備を設け、「消防計画」「非常災害（地震、風水害）規定」により行うものとする。

1. 非常災害に備え、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時の対応)

第 10 条 利用者の心身に緊急を要する事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは指定協力医療機関の協力を得る等、適切な措置を講ずるものとする。

(三幸の園看取りに関する指針に準ずる)

(個人情報保護等)

第 11 条 施設は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を第三者に漏洩しないものとする。

1. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 施設は、利用者に療養上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報、又は病状を提供できるものとする。
4. 利用者が退所する場合などで、必要に応じ居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供するときは、利用者又はその家族の承諾を得る。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど社会福祉法人「三幸会苦情解決の仕組み」に基づき必要な措置を講じる。

1. 提供する施設介護の苦情に関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
2. 施設介護に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第 13 条 施設介護の提供に伴い施設内設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療器具の管理を適正に行う。

1. 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

1. 運営に当たっては、地域住民又は住民活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三幸会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。